

利用調整地区に係る施設の整備計画（案）

1. 施設整備の基本方針

地区内での利用施設の整備及び管理に関する基本方針（西大台地区利用適正化計画P. 7）

- ・ 歩道や標識等のハードの施設の整備は必要最小限とする。各種の情報の提供や事前レクチャー、地区内の状況を熟知したガイドの同行を推奨し、原生的な雰囲気、静寂を保持する。
- ・ 「自己責任」意識の普及啓発を行い、安全な利用を促進する。
- ・ 現場において境界線を明確化し、利用調整地区の所在、行為規制等を周知するための標識、制札等について、隣接する土地所有者、関係機関の協力のもと、設置する。

利用施設の整備及び管理に関する事項（西大台地区利用適正化計画P. 14）

- ・ 大台ヶ原駐車場や登山道からの入口部分にはゲートを設置するとともに、境界線沿いには制札等を設置する。また、侵入の容易な箇所を中心に柵を配置し、ドライブウェイ沿い等については重点的に整備を進める。なお、設置にあたっては野生動物の生息や景観に配慮する。

※ ここでは西大台利用調整地区の管理のために必要な最小限度の施設を検討の対象としている。歩道や道標など地区内の利用施設については、原生的な雰囲気確保と将来的にガイド付も想定することなどを踏まえ、基本的に設置しない方針である。

2. 西大台利用調整地区の管理に必要な施設

1の施設整備の基本方針を踏まえ、西大台利用調整地区の管理に必要な施設とその機能を下記のとおり整理する。

表 1 利用調整地区の管理に必要な施設および機能

機能	境界明示	侵入の抑止	規制の内容の周知	自己責任意識の啓発
施設				
外周施設				
①ロープ柵+境界表示札	○			
②木柵（またはネット柵）	○	○		
③入口ゲート	○			
④管理用通用扉	○	○		
標識類				
①総合案内板	○		○	○
②案内図標識	○		○	○
③注意標識	○			
④境界立て札	○			

表2 標識類の主な内容

項目	内容	① 総合案内板	② 案内図標識	③ 注意標識	④ 境界立て札
① 利用調整地区の名称		○	○	○	○
② 西大台利用調整地区の自然等に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形、気象 ・ 植物相 ・ 風景、景観 ・ 自然再生事業の内容 ・ 歴史 ・ 動物相 	○			
③ 利用調整地区に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整地区の趣旨・経緯 ・ 法的根拠 ・ 規制の内容 	○	○	○	○ ※許可無い立入を禁止する旨のみ
④ 利用手続きの仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の仕方 ・ 申請書類の入手方法 ・ 問合せ先（指定認定機関名、住所、電話番号、URL） 	○	○	○	○ ※連絡先のみ
⑤ 利用の際のマナー・注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止事項 ・ 注意事項 	○	○	○	
⑥ 地図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用調整地区の範囲 ・ 現在位置 ・ 主な地名等 	○	○		

3. 施設配置計画

各種施設の配置は、下図の通りとする。

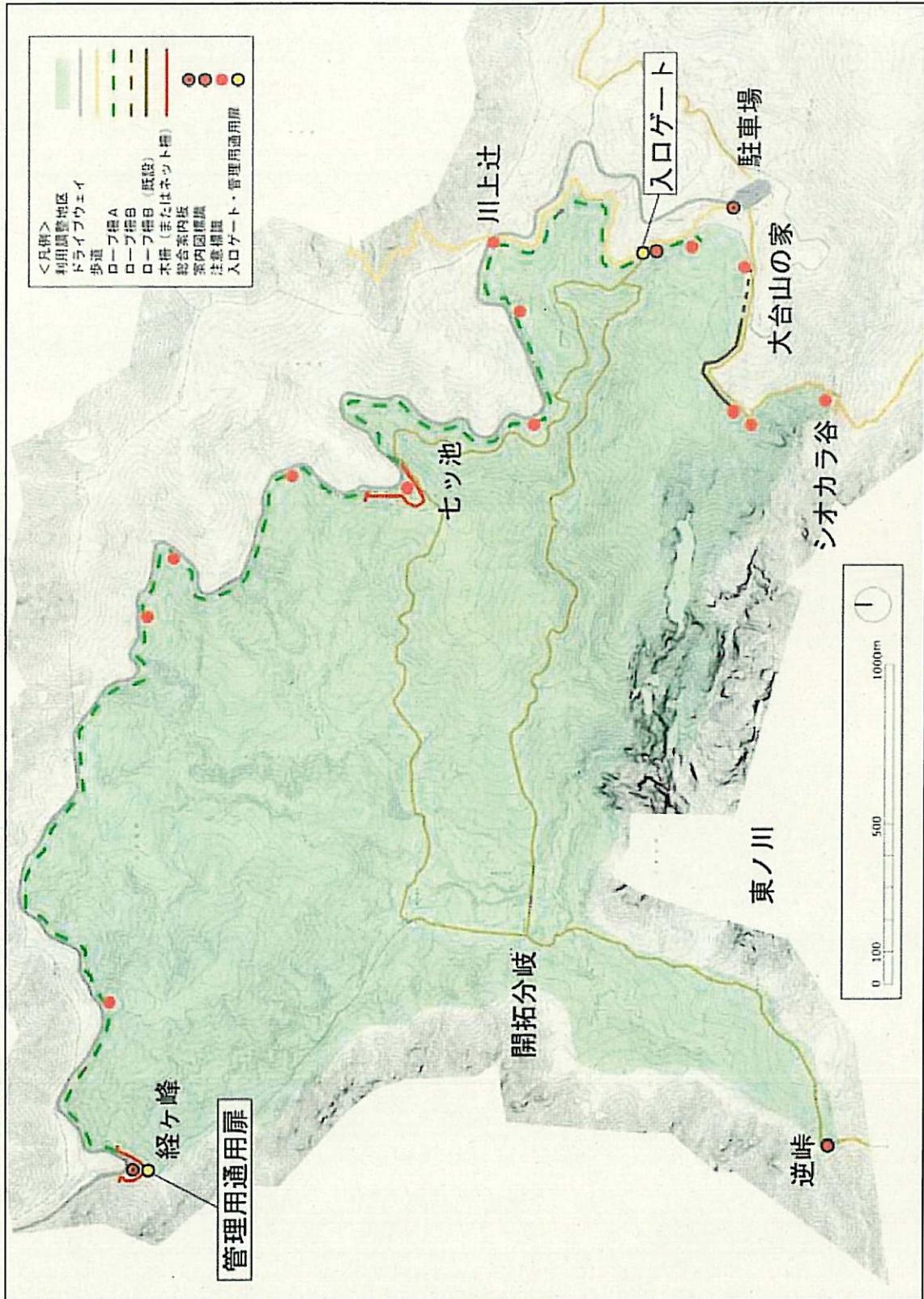


図1 施設配置図

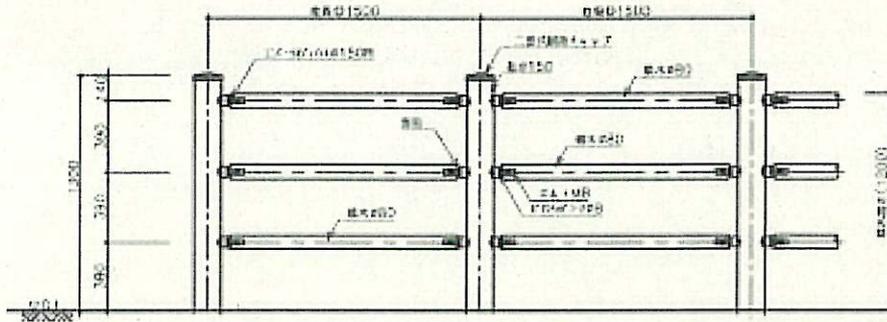


図2 木柵の仕様案

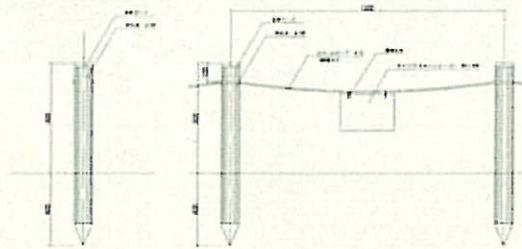


図3 ロープ柵の仕様案



図4 総合案内板のイメージ



図5 案内図標識のイメージ

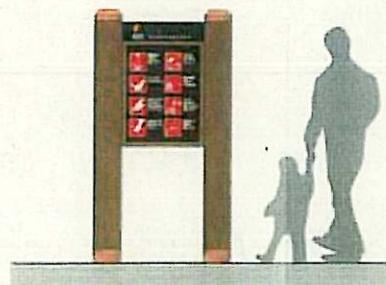


図6 注意標識のイメージ